

みどり市小型鳥獣用捕獲器貸出要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市内に生息するタヌキ、ハクビシンその他の小型鳥獣(以下「小型鳥獣」という。)による農林水産業等の被害を防止するため、小型鳥獣用捕獲器(以下「捕獲器」という。)を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象者)

第 2 条 捕獲器の貸出し(以下「貸出し」という。)を受けることができる者は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成 14 年環境省令第 28 号)第 7 条に規定する許可を受けた者のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市に住所を有する者
- (2) 市内に農用地を所有する農業者
- (3) 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- (4) 前 3 号に掲げるものほか、市長が必要と認めた者

(貸出数量)

第 3 条 捕獲器を貸し出す数量は、1 回の貸出しで 2 基までとする。

(貸出期間)

第 4 条 貸出期間は、原則 60 日以内とする。

(貸出しに係る費用)

第 5 条 貸出しに係る費用は、無料とする。

(申請)

第 6 条 貸出しを受けようとする者は、小型鳥獣用捕獲器貸出申請書(様式第 1 号)を市長に提出するものとする。

(貸出しの決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、貸出しの可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により貸し出すことを決定したときは、小型鳥獣用捕獲器貸出決定通知書(様式第 2 号)により通知するものとする。この場合において、多数の者から申請があったときは、必要な調整を行い貸し出すものとする。

(貸出しの取消し)

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しの決定を取り消し、捕獲器を返却させることができる。

- (1) 小型鳥獣の捕獲以外の目的で使用したとき。
- (2) 捕獲器を損傷するおそれがあると認めたとき。
- (3) 特定の宗教団体及び政党等が使用するとき。
- (4) 貸出しを受けた捕獲器を第三者に転貸したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

(弁償)

第 9 条 捕獲器を亡失し、又は故意に損傷させたときは、当該捕獲器と同等の捕獲器又はこれに相当する代価をもって弁償しなければならない。

(返還)

第 10 条 貸出しを受けた者は、第 4 条に規定する貸出期間が満了し、又は第 8 条の規定により貸出しの決定を取り消されたときは、当該捕獲器を速やかに市長に返却しなければならない。

(市の免責)

第 11 条 市は、捕獲器の使用により貸出しを受けた者が損害を被った場合及び捕獲器により第三者に対し損害を及ぼした場合については、捕獲器に瑕疵がある場合を除き、その補償の責めを負わない。

(その他)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

小型鳥獣用捕獲器貸出申請書

年 月 日

みどり市長 宛て

(申請者)住 所
氏 名
連絡先

小型鳥獣用捕獲器の貸出しを受けたいので、誓約事項を承諾の上、次のとおり申請します。

記

設置場所	みどり市 町 番地 地内
	みどり市 町 番地 地内
借受期間	年 月 日～ 年 月 日 (日間)
誓約事項	(1) タヌキ、ハクビシン等の捕獲以外の目的には使用しません。 (2) 捕獲器を故意に損傷させるような使用はしません。 (3) 特定の宗教団体及び政党等で使用しません。 (4) 貸出しを受けた捕獲器を第三者に転貸しません。 (5) 設置の場所は、安全な場所とし、子どもの手の届く場所で使用しません。 (6) 捕獲器の貸出しを受けた後に当該捕獲器により被った損害及び第三者に対しての損害については、自己の責任により対応します。 (7) タヌキ、ハクビシン等が捕獲された場合、速やかに農林課(TEL76-1937)に連絡します。

様式第 2 号(第 7 条関係)

小型鳥獣用捕獲器貸出決定通知書

年 月 日

様

みどり市長

年 月 日付けで申請のありました小型鳥獣用捕獲器の貸出しについては、下記の条件を付けて、貸し出すことを決定します。

記

設置場所	みどり市 町 番地 地内
	みどり市 町 番地 地内
貸出期間	年 月 日～ 年 月 日 (日間)
貸出条件	(1) タヌキ、ハクビシン等の捕獲以外の目的には使用しないこと。 (2) 捕獲器を故意に損傷させるような使用はしないこと。 (3) 特定の宗教団体及び政党等で使用しないこと。 (4) 貸出しを受けた捕獲器を第三者に転貸しないこと。 (5) 設置の場所は、安全な場所とし、子どもの手の届く場所で使用しないこと。 (6) 貸出し後に捕獲器によって被った損害及び第三者に対しての損害については、借主の責任となりますので十分注意すること。 (7) タヌキ、ハクビシン等が捕獲された場合、速やかに農林課(TEL76-1937)に連絡すること。 (8) 捕獲器の餌については、自己の負担で行うこと。 (9) 捕獲器は、貸出期間終了後、速やかに返却すること。